

公害防止組織制度の手引き

令和5年5月

一宮市環境部環境保全課

目 次

1	公害防止組織制度	1
2	特定工場	1
3	公害防止組織	2
4	公害防止担当者	4
5	選任・届出	5
6	公害防止管理者の兼務の禁止	6
7	資格の取得方法	7
8	届出書の提出先	7
9	問い合わせ先	8
10	公害規制法の規制対象施設と法の関係	9
11	大気特定工場等	31

1 公害防止組織制度

公害防止組織制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）で規定されており、主な公害発生源である工場に公害防止組織（公害防止統括者、公害防止管理者等）の設置を義務付け、事業者の公害防止の整備を図ることを目的としています（法第1条）。

2 特定工場

特定工場とは、以下の2つの条件を満たす工場をいい、特定工場を設置している事業者（以下「特定事業者」という。）は公害防止組織を設置しなければなりません（法第2条）。

(1) 対象事業（日本標準産業分類による。）（法施行令第1条）

製造業（物品の加工業を含む。）、電気供給業、ガス供給業、熱供給業

※ ある工場が同時に2つ以上の業種に属し、かつそれらの業種の一部が対象である場合、その工場は対象となります。

(2) 対象工場

対象となる工場は、表1に示すとおりです。

表1 特定工場の種類と施設要件

特定工場の種類	要件
大気関係	① 大気汚染防止法施行令別表第1の9項 ^{※1} 、14項から26項までに掲げるばい煙発生施設 ^{※2} のいずれかが設置されている工場 ② ばい煙発生施設が設置されている①の工場以外の工場で、排出ガス量 ^{※3} が毎時1万立方メートル以上の工場
水質関係	① 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる汚水等排出施設 ^{※4} のうち、法施行令別表第1に掲げる施設のいずれかが設置されている工場で、排水を排出しているもの又は特定地下浸透水を浸透させているもの ② 汚水等排出施設が設置されている①の工場以外の工場で、1日当たりの排水量が1千立方メートル以上の工場
騒音関係	騒音発生施設が設置されている工場のうち、騒音規制法の規定により指定された地域内にある工場
特定粉じん関係	特定粉じん発生施設が設置されている工場（大気関係特定工場は除く。）
一般粉じん関係	一般粉じん発生施設が設置されている工場（大気関係及び特定粉じん関係特定工場は除く。）
振動関係	振動発生施設が設置されている工場のうち、振動規制法の規定により指定された地域内にある工場
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設が設置されている工場

※1 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造の用に供するもの（法施行令第2条第2項第1号）

※2 大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち、廃棄物焼却炉以外のもの及び鉱山保安法第2条第2項ただし書きに規定する附属施設のうち、製錬場に設置されるばい煙発生施設に相当

する施設（法施行令第2条第1項）

- ※3 設置されているばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が零度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計（法施行令第2条第2項第2号）
- ※4 水質汚濁防止法施行令別表第1第2号から第59号まで、第61号から第63号まで、第63号の3、第64号、第65号から第66号の2まで、第71号の5及び第71号の6に掲げる施設（同表第62号に掲げる施設で鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。）（法施行令第3条第1項）

3 公害防止組織

特定工場には、公害防止組織の設置が義務付けられています。公害防止組織とは、自主的な公害防止業務を行う、公害防止統括者、公害防止主任管理者、公害防止管理者及びこれらの代理者（以下「公害防止統括者等」という。）を軸とし、個々の従業員までを含めた組織です。選任要件等については表2、公害防止管理者の選任区分については表3のとおりです。

表2 公害防止統括者等の選任要件等

名称	職務	必要な要件	資格
公害防止統括者及び代理者	特定工場に係る公害防止に関する業務を統括管理する者（工場長等を想定）（法第3条第2項）	常時使用する従業員数 ^{※1} が21人以上の事業所（法施行令第6条）	不要
公害防止主任管理者及び代理者	統括者の補佐、公害防止管理者の指揮をする者（法第5条第1項）	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている工場で、排出ガス量が毎時4万立方メートル以上で、かつ1日当たりの排出水量が1万立方メートル以上 ^{※2} （法施行令第9条）	① 公害防止主任管理者試験に合格した者 ② 大気関係第1種又は第3種有資格者でかつ水質関係第1種又は第3種有資格者
公害防止管理者及び代理者 ^{※3}	公害防止対策の技術的事項の管理をする者（法第4条第1項）	公害発生施設の区分による（施設の区分は、表3のとおり）	公害発生施設の区分による（施設の区分は、表3のとおり）

※1 事業者が使用する従業員のうち、個々の工場に配置されている従業員の数でなく、事業者が常時使用する従業員の総数。従って、その事業者に別に工場があり、常時使用する従業員を合計すると21人以上になる場合は、公害防止統括者を選任しなければなりません。

※2 ばい煙発生施設に係る公害防止管理者と、ばい煙の処理工程に設置されている汚水等排出施設に係る公害防止管理者に同一人を選任している場合、又はばい煙の処理工程と汚水等の処理工程が独立している場合のいずれかを満たした場合、選任が免除されます（法施行規則第8条の2）。

※3 2以上の工場で同一人を公害防止管理者として選任することは原則禁止としていますが、法施行規則第5条第2号のただし書きに掲げる条件や、「法施行規則第5条第2号ただし書（法施行規則第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準」を満たした場合に認められます。

表3 公害防止管理者の選任区分

公害発生施設の区分※1			公害防止管理者の種類	選任すべき公害防止管理者の種類
大気関係（ばい煙発生施設）	大気関係の有害物質に係るばい煙発生施設	排出ガス量が毎時4万立方メートル以上	大気関係第1種	大気関係第1種有資格者
	上記以外の施設	排出ガス量が毎時4万立方メートル未満	大気関係第2種	大気関係第1種又は第2種有資格者
		排出ガス量が毎時4万立方メートル以上	大気関係第3種	大気関係第1種又は第3種有資格者
		排出ガス量が毎時1万立方メートル以上4万立方メートル未満	大気関係第4種	大気関係第1～4種有資格者
水質関係（汚水等排出施設）	水質関係の有害物質に係る汚水等排出施設	1日当たりの排出水量が1万立方メートル以上	水質関係第1種	水質関係第1種有資格者
		1日当たりの排出水量が1万立方メートル未満又は特定地下浸透水あり	水質関係第2種	水質関係第1種又は第2種有資格者
	上記以外の施設	1日当たりの排出水量が1万立方メートル以上	水質関係第3種	水質関係第1種又は第3種有資格者
		1日当たりの排出水量が1千立方メートル以上1万立方メートル未満	水質関係第4種	水質関係第1～4種有資格者
騒音関係施設			騒音関係	騒音・振動関係有資格者 騒音関係有資格者※2
特定粉じん関係施設			特定粉じん関係	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者
一般粉じん関係施設			一般粉じん関係	大気関係第1～4種有資格者 特定粉じん関係有資格者 一般粉じん関係有資格者
振動関係施設			振動関係	騒音・振動関係有資格者 振動関係有資格者※2
ダイオキシン類発生施設			ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係有資格者

※1 施設の詳細は、「10 公害規制法の規制対象施設と法の関係」のとおり

※2 平成17年までの資格

4 公害防止担当者

県民の生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）第99条で規定されている制度で、法では特定の業種の工場のみを対象としているのに対し、県条例では業種に関係なく、病院や学校等の事業場も対象となります。

(1) 対象工場等（県条例施行規則第93条第1項）

法に基づく公害防止統括者等を選任する必要のない工場等で、以下に該当する工場等です。
大気特定工場等……県条例に定める大気の総排出量規制の適用を受ける工場等（表15のとおり）

水質特定工場等……水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設を設置し、公共用水域に排出される1日当たりの平均的な汚水等又は廃液の量が500立方メートル以上である工場等

(2) 資格要件（県条例別表第32）

対象工場等ごとの資格要件については、表4のとおりです。

表4 対象工場等ごとの資格要件

対象工場等	資格要件
大気特定工場等	<ul style="list-style-type: none">・大気関係第1～4種有資格者・公害防止主任管理者及びその代理者・上記のほか、ばい煙を発生し、及び排出する施設又はばい煙を処理するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者
水質特定工場等	<ul style="list-style-type: none">・水質関係第1～4種有資格者・公害防止主任管理者及びその代理者・上記のほか、汚水若しくは廃液を排出する施設又は汚水若しくは廃液を処理するための施設の維持及び管理に係る実務に3年以上従事した者

5 選任・届出

法及び県条例における選任、各種届出は特定事業者が行わなければなりません。ただし、工場長等が委任状等により届出の権限を特定事業者から委任されている場合には、工場長等が届出を行っても差し支えありません。選任、死亡・解任及び届出の期限は、表5のとおりです。

表5 公害防止統括者等の選任、死亡・解任の期限及び届出の期限

事項		選任期限	届出期限	根拠法・条例
選任	公害防止統括者及び代理人	選任すべき事由が発生した日から30日以内	選任した日から30日以内	法第3条第3項
	公害防止主任管理者及び代理人	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内	法第5条第3項及び第6条第2項
	公害防止管理者及び代理人	選任すべき事由が発生した日から60日以内	選任した日から30日以内	法第4条第3項及び第6条第2項
	公害防止担当者	対象工場となった日	選任した日から30日以内	県条例第99条第3項
死亡・解任	公害防止統括者及び代理人		死亡・解任した日から30日以内	法第3条第3項
	公害防止主任管理者及び代理人		死亡・解任した日から30日以内	法第5条第3項及び第6条第2項
	公害防止管理者及び代理人		死亡・解任した日から30日以内	法第4条第3項及び第6条第2項
	公害防止担当者		死亡・解任した日から30日以内	県条例第99条第3項
承継	相続又は合併		遅滞なく	

※ 公害防止統括者等の選任義務に違反した者は、50万円以下の罰金を受けます（法第16条第1項）。

※ 公害防止統括者等の選任の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金を受けます（法第17条第1項）。

※ 公害防止主任管理者（代理人）、公害防止管理者（代理人）及び公害防止担当者の届出を提出される場合は、選任・解任届出書の他に、有資格者の証明書類（国家試験合格証書の写し、資格認定講習の修了証書の写し又は実務経験証明のための経歴書等（公害防止担当者のみ））を添付して提出してください（法施行規則第7条、県条例施行規則第93条）。

※ 届出書の正本に写し1通を添え、正副2部を提出してください（法施行規則第12条）。

※ 押印は不要です。

6 公害防止管理者の兼務の禁止

以下の場合、兼務が禁止されています。

(1) 同一人が2以上の工場の公害防止管理者又はその代理者を兼ねる場合

ただし、次の場合で、兼務する公害防止管理者の責任・権限の所在、指揮命令系統等が明確にされており、かつ、実務上公害防止業務を行うことができる場合は、兼務が認められています。*

ア 1つの特定事業者が設置する、時間的・距離的に離れた（常勤する工場から2時間以内）複数の工場において、共同で公害防止業務を行う場合

イ 同一敷地内にある複数の工場で、親子会社、兄弟会社の関係にあり、共同で公害防止業務を行う場合

ウ 事業協同組合等の組合員が、共同で公害防止業務を行う場合

エ 近隣の同一の業種に属する中小企業者が、共同で公害防止業務を行う場合

(2) 同一人が2以上の工場の公害防止主任管理者又はその代理者を兼ねる場合

(3) 同一人が本人とその代理者を兼ねる場合

(4) 同一人がA工場の公害防止管理者とB工場の公害防止主任管理者を兼ねる場合

※ 兼務が認められる基準については、平成17年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号（法施行規則第5条第2号ただし書（法施行規則第10条第2項において準用する場合を含む。）に基づく基準）を参照

7 資格の取得方法

指定試験機関が実施する国家試験を受験する方法と、登録講習機関が実施する資格認定講習を受講する方法の2種類の方法があります。実施機関や取得可能な資格等については、表6のとおりです。

表6 試験・講習実施機関及び取得可能な資格等の一覧

実施機関	取得資格	受験可能試験	開催時期	受験資格
(一社) 産業環境管理協会 電話 (03) 3528-8156 FAX (03) 3528-8166 URL https://www.jemai.or.jp	全区分	国家試験	毎年10月上旬頃に 1回(6月上旬頃に ウェブサイトへ実施 概要が公開)	なし
		資格認定講習	随時	あり※
(一社) 東京都金属プレス工業会 電話 (03) 5624-1921 FAX (03) 5624-1920 URL https://www.tmsa.or.jp	騒音・振動 関係	資格認定講習	随時	あり※
(一社) 日本砕石協会 電話 (03) 5435-8830 FAX (03) 5435-8851 URL https://www.saiseiki.or.jp	一般粉じん 関係	資格認定講習	随時	あり※

※ 資格区分ごとに定められている技術資格又は学歴に応じた実務経験年数を有している方が対象

8 届出書の提出先

一宮市において法又は県条例に基づく届出を行う場合は、一宮市長宛てに一宮市環境部環境保全課へ届出書を2部提出してください。

届出様式は、一宮市環境部環境保全課にてお渡しします。

また、一宮市ウェブサイトの以下のURLにて、ダウンロードできます。

公害防止管理者関係

URL

<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046029/1010021/1008109.html>

ページID 1008109

9 問い合わせ先

一宮市役所 環境部 環境保全課 公害規制・監視グループ

所在地 〒491-0201 愛知県一宮市奥町字六丁目山8番地 一宮市衛生処理場

電話 (0586) 45-7185 (直通)

FAX (0586) 45-7187

E-mail kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp



10 公害規制法の規制対象施設と法の関係

各公害規制法の対象施設のうち、法の規制を受ける施設と選任しなければならない有資格者の種類については、表7から表14のとおりです。

表7 大気汚染防止法対象のばい煙発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表第1		総排出ガス量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	4万立方メートル以上	1万立方メートル以上4万立方メートル未満	1万立方メートル未満
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	大気1、3種	大気1～4種	法適用外
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉			
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（14の項に掲げるものを除く。）			
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（14の項に掲げるものを除く。）			
5	金属の精製又は鋳造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。）			
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉			
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉			
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔			
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	大気1種	大気1、2種	
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉 硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗化ナトリウム、酸化鉛を原料とするガラス又はガラス製品製造用			
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（26の項に掲げるものを除く。）	大気1、3種	大気1～4種	法適用外
11	乾燥炉（14の項及び23の項に掲げるものを除く。）			
12	製銑、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉			
13	廃棄物焼却炉	法適用外		
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉	大気1種	大気1、2種	
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設			
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設			
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽			
18	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉			

大気汚染防止法 施行令別表第1		総排出ガス量別選任できる有資格者					
番号	施設名称	4万立方メートル以上	1万立方メートル以上4万立方メートル未満	1万立方メートル未満			
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前3項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。）	大気1種	大気1、2種				
20	アルミニウムの製錬の用に供する電解炉						
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉						
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸溜施設（密閉式のものを除く。）						
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造（原料として燐鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉						
24	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉						
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉						
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設						
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設				大気1、3種	大気1～4種	法適用外
28	コークス炉						
29	ガスタービン						
30	ディーゼル機関						
31	ガス機関						
32	ガソリン機関						

表8 水質汚濁防止法対象の汚水等排出施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 選鉱施設、ロ 選炭施設、ハ 坑水中和沈でん施設、ニ 掘削用の泥水分離施設	法適用外		
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	法適用外		
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 湯煮施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
3	水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設			
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 湯煮施設			
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設、ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設			
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設			
7	砂糖製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設			
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう			
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機			
10	飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）、ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、ヘ 蒸留施設			
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設			
12	動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、ニ 分離施設			
13	イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 分離施設			

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者					
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満			
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）、ハ 分離施設、ニ 渋だめ及びこれに類する施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外			
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 精製施設						
16	麺類製造業の用に供する湯煮施設						
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設						
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設						
18の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 湯煮施設、ハ 洗浄施設						
18の3	たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設、ロ 洗浄施設						
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設、ロ 副蚕処理施設、ハ 原料浸せき施設、ニ 精練機及び精練そう、ホ シルケット機、ヘ 漂白機及び漂白そう、ト 染色施設、チ 薬液浸透施設、リ のり抜き施設						
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する染色又は薬液浸透の用に供するものに限る。				水質1種	水質1、2種	
20	洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗毛施設、ロ 洗化炭施設				水質1、3種	水質1～4種	法適用外
21	化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設、ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設、ハ 原料回収施設						
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー						
21の3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設						
21の4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー、ロ 接着機洗浄施設						
22	木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式バーカー、ロ 薬液浸透施設						
	上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の薬品処理の供するものに限る。	水質1種	水質1、2種				

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式バーカー、ハ 破碎機、ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設、ト 漂白施設、チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）、リ セロハン製膜施設、ヌ 湿式繊維板成型施設、ル 廃ガス洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設、ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の現像洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
24	化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破碎施設、ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設 上記の施設で、ふっ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の用に供するものに限る。	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
25	削除（H29.8.16 水銀に関する水俣条約発効のため）			
26	無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、ホ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に供するものに限る。	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
27	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設、ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設、ト よう酸製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、ヌ 廃ガス洗浄施設、ル 湿式集じん施設 上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（以下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒として使用する無機化学工業製品の製造品に供するもの及び黄燐の製造の用に供するものに限る。	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
		水質1種	水質1、2種	

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設、ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設、ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設、ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設、ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設、ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。			
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離機、ハ タール酸ソーダ硫酸分離施設			
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 蒸留施設、ハ 遠心分離機、ニ ろ過施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設、ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設			
31	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原料として使用するフロンガスの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、推薦施設、ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
32	上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するもの又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 静置分離機、ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設、ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設、ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設、チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、リ 廃ガス洗浄施設、ヌ 湿式集じん施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、塩化ビニルモノマー（※）を原料として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを溶剤として使用するフッ素樹脂の製造の用に供するもの、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（※）の製造の用に供するものに限る。 ※ 特定地下浸透水を浸透させている工場に設置されている場合に限定。（25. 3. 7技術的助言環水大気総発第1302203号）	水質1種	水質1、2種	
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 脱水施設、ハ 水洗施設、ニ ラテックス濃縮施設、ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離機	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、テトラクロロエチレンを含有する物質若しくは2-クロロエチルビニルエーテルを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設、ロ 分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、2-クロロエチルビニルエーテルの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
37	<p>前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設、ロ 分離施設、ハ ろ過施設、ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設、ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設、ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設、リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設、ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設、ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設、ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器、カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、タ 廃ガス洗浄施設</p>	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	<p>上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタアクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（1分子を構成する炭素の原子の数が6個以上のアルコールをいい、ほう素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用し、又はふっ素化合物を溶剤として使用して製造するものに限る。）、アルキルベンゼン（ふっ素化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）若しくはエチレンオキサイドの製造の用に供するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。</p>	水質1種	水質1、2種	
38	<p>石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設、ロ 塩析施設</p>	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
38の2	<p>界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）</p>	水質1種	水質1、2種	
39	<p>硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設、ロ 脱臭施設</p>	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
40	<p>脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>			

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
4 1	香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
4 3	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	水質1種	水質1、2種	
4 4	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 脱水施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
4 5	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設			
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ ろ過施設、ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、ニ 廃ガス洗浄施設	水質1種	水質1、2種	
	上記の施設で、有害物質若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。			
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 分離施設、ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含む物を混合するものに限る。以下同じ。）、ホ 廃ガス洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくは砒素若しくはその化合物若しくはこれらを含む物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキサンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
50	水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質（※）を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設 （※ 1 カドミウム及びその化合物、2 シアン化合物、3 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）、4 鉛及びその化合物、5 六価クロム化合物、6 砒素及びその化合物、7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、8 ポリ塩化ビフェニル、9 トリクロロエチレン、10 テトラクロロエチレン、11 ジクロロメタン、12 四塩化炭素、13 1,2-ジクロロエタン、14 1,1-ジクロロエチレン、15 1,2-ジクロロエチレン、16 1,1,1-トリクロロエタン、17 1,1,2-トリクロロエタン、18 1,3-ジクロロプロペン、19 チウラム、20 シマジン、21 チオベンカルブ、22 ベンゼン、23 セレン及びその化合物、24 ほう素及びその化合物、25 ふっ素及びその化合物、26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、27 塩化ビニルモノマー 28 1,4-ジオキサン）	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキサンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸留施設、ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設、ホ 潤滑油洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
51の3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設			
52	皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設、ホ 染色施設			
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設、ロ 廃ガス洗浄施設			
	上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふっ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふっ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
54	セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
55	生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント			
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設			
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設			
58	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設、ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設			
	上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
59	砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設、ロ 水洗式分別施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設	法適用外		
61	鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、ホ 湿式集じん施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 還元そう、ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。）、ハ 焼入れ施設、ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く。	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第1次製錬若しくは鉛若しくは亜鉛の第2次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使用するウランの酸化物の製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
63 の2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設	法適用外		
63 の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	水質1種	水質1、2種	

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
64	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設、ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設、ロ ろ過施設	法適用外		
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
66	電気めっき施設	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
	上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を使用する電気めっきの用に供するものに限る。	水質1種	水質1、2種	
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く）	水質1、3種	水質1～4種	法適用外
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法大2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ ちゅう房施設、ロ 洗たく施設、ハ 入浴施設	法適用外		
66の4	共同調理場（学校給食法第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務用部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業用のちゅう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			
66の6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）			

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1千500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	法適用外		
67	洗濯業用の洗浄施設			
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設			
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設で、次に掲げるもの イ ちゅう房施設、ロ 洗浄施設、ハ 入浴施設			
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業用の解体施設			
69の2	卸売市場（卸売市場法第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1千平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場、ロ 仲卸売場			
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。）			
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）			
71	自動式車両洗浄施設			

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
71 の2	<p>科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で、環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務の用に供する施設で、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗浄施設、ロ 焼入れ施設</p> <p>※ 環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする（施行規則第1条の2）。</p> <p>1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</p> <p>2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）</p> <p>3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）</p> <p>4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設</p> <p>5 保健所</p> <p>6 検疫所</p> <p>7 動物検疫所</p> <p>8 植物防疫所</p> <p>9 家畜保健衛生所</p> <p>10 検査業に属する事業場</p> <p>11 商品検査業に属する事業場</p> <p>12 臨床検査業に属する事業場</p> <p>13 犯罪鑑識施設</p>	法適用外		
71 の3	<p>一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設</p> <p>※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200キログラム以上又は火格子面積が2平方メートル以上）のごみ処理施設とする（施行令第5条）。</p>			

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
71の4	<p>産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（※1）で、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの</p> <p>※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る（環水規18号）。）。</p> <p>1号 汚泥の脱水施設で、1日当たりの処理能力10立方メートルを超えるもの。</p> <p>3号 汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が5立方メートルを超えるもの</p> <p>ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>4号 廃油の油水分離施設で、1日当たりの処理能力が10立方メートルを超えるもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。）</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が1立方メートルを超えるもの</p> <p>ロ 1時間当たりの処理能力が200キログラム以上のもの</p> <p>ハ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1日当たりの処理能力が50立方メートルを超えるもの</p> <p>8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 1日当たりの処理能力が100キログラムを超えるもの</p> <p>ロ 火格子面積が2平方メートル以上のもの</p> <p>11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設</p> <p>ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設</p>	法適用外		

水質汚濁防止法 施行令別表第1		総排出水量別選任できる有資格者		
番号	施設名称	1万立方メートル以上	1千立方メートル以上1万立方メートル未満	1千立方メートル未満
71 の4	(※2) ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる産業廃棄物処施設（第12号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 12号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 12の2号 廃PCB等（PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む。）又はPCB処理物の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	法適用外		
71 の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）	水質1種	水質1、2種	
71 の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）			
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）	法適用外		
73	下水道終末処理施設			
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）			
指定 地域 特定 施設 （施 行令 第3 条の 2）	政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。 ※ 建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽			

表9 騒音規制法対象の騒音発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）

騒音規制法 施行令別表第1				選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件		
1	金属加工機械	イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。	法適用外
		ロ 製管機械		
		ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。	
		ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）		騒音又は騒音・振動980キロニュートン以上
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。	
		ヘ せん断機	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。	法適用外
		ト 練造機		騒音又は騒音・振動重量1トン以上のハンマー
		チ ワイヤフォーミングマシン		法適用外
		リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）		
		ヌ タンブラー		
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）				
2	空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。		
4	繊維（原動機を用いるものに限る。）			
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。	
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練容量が2キログラム以上のものに限る。	
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）			
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	
		ハ 碎木機		
		ニ 帯のご盤 ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	
		ヘ かな盤	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。	
8	抄紙機			
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）			
10	合成樹脂用射出形成機			
11	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

表 1 0 大気汚染防止法対象の特定粉じん発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表第 2-2			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3. 7 キロワット以上であること。	特定粉じん又は大気 1～4種
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2. 2 キロワット以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破碎機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		
備考 この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。			

表 1 1 大気汚染防止法対象の一般粉じん発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）

大気汚染防止法 施行令別表第 2			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 5 0 トン以上であること。	一般粉じん又は特定 粉じん若しくは大気 1～4種
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 1 千平方メートル以上であること。	
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石及びセメントの用に供するものに限る、密閉式ものを除く。）	ベルトの幅が 7 5 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0. 0 3 立方メートル以上であること。	
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が 7 5 キロワット以上であること。	
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限る、湿式のもの及び密閉式ものを除く。）	原動機の定格出力が 1 5 キロワット以上であること。	

表 1 2 振動規制法対象の振動発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）

振動規制法 施行令別表第 1			選任できる有資格者	
番号	施設名称	規模要件		
1	金属加工機械	イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	振動又は騒音・振動 2941キロニュートン以上	
		ロ 機械プレス	振動又は騒音・振動 980キロニュートン以上	
		ハ せん断機	原動機の定格出力が1キロワット以上のものに 限る。	法適用外
		ニ 鍛造機		振動又は騒音・振動 重量1トン以上のハンマー
		ホ ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに 限る。	法適用外
2	圧縮機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに 限る。		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに 限る。		
4	繊維（原動機を用いるものに限る。）			
5	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに 限る。		
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに 限る。		
6	木材加工機械	イ ドラムバーカー		
		ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに 限る。	
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに 限る。		
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の 定格出力が30キロワット以上のものに 限る。		
9	合成樹脂用射出成型機			
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）			

表13 ダイオキシン類対策特別措置法対象のダイオキシン類発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）（施行令別表第1）

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表第1			選任できる有資格者
番号	施設名称	規模要件	
1	焼結鉍（銑鉄の製造の用に供するものに限る。）の製造の用に供する焼結炉	原料の処理能力が1時間当たり1トン以上のもの	ダイオキシン類
2	製鋼の用に供する電気炉（鋳鋼又は鍛鋼の製造の用に供するものを除く。）	変圧器の定格容量が1千キロボルトアンペア以上のもの	
3	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉍炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの	
4	アルミニウム合金の製造（原料としてアルミニウムくず（当該アルミニウム合金の製造を行う工場内のアルミニウムの圧延工程において生じたものを除く。）を使用するものに限る。）の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	焙焼炉及び乾燥炉にあつては原料の処理能力が1時間当たり0.5トン以上のもの、溶解炉にあつては容量が1トン以上のもの	
5	廃棄物焼却炉	火床面積（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの火床面積の合計）が0.5平方メートル以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあつては、それらの焼却能力の合計）が1時間当たり50キログラム以上のもの	法適用外

表14 ダイオキシン類対策特別措置法対象のダイオキシン類発生施設（規制対象施設及び選任できる有資格者）（施行令別表第2）

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表第2		選任できる有資格者
番号	施設名称	
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	ダイオキシン類
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設、ロ シクロヘキサン分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 乾燥施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 廃ガス洗浄施設	
11	8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ〔3・2-b：3'・2'-m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 精製施設、ハ 廃ガス洗浄施設	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設、ロ 湿式集じん施設	法適用外
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 湿式集じん施設	

ダイオキシン類対策特別措置法対象 施行令別表第2		選任できる有資格者
番号	施設名称	
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）	法適用外
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）	

1.1 大気特定工場等

大気特定工場等となる工場等は、表15のとおりです（県条例施行規則第26条）。
 なお、1に示す大気指定施設は、表16のとおりです。

表15 大気特定工場等（県条例）対象要件

対象	要件
大気特定工場等	<ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="432 376 1375 510">1 大気指定施設（表16）の燃焼設備の燃料（金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉において使用されるコークス及び廃棄物焼却炉において焼却される廃油又は油分若しくは硫酸アルミニウムを含有する汚でいを含む。）の燃焼能力の合計を重油に換算した量が1時間当たり500リットル以上の工場等 <li data-bbox="432 539 1375 600">2 水性ガス又は、油ガスの発生のために供するガス発生炉において原料として使用する石炭又はコークスの1日当たりの処理能力が20トン以上である工場等 <li data-bbox="432 629 1375 734">3 金属の精錬又は無機化学工業品の製造のために供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）又は煨焼炉における原料の1時間当たりの処理能力が1トン以上の工場等 <li data-bbox="432 763 1375 891">4 りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉又は溶解炉において、原料として使用するりん鉱石の1時間当たりの処理能力が80キログラム以上又は変圧器の定格容量が200キロボルトアンペア以上である工場等 <li data-bbox="432 920 1375 1010">5 トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉又は焼成炉における原料の1時間当たりの処理能力が80キログラム以上である工場等

表 1 6 大気指定施設（県条例施行規則第 2 5 条）

番号	大気指定施設	対象規模
1	ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。）	伝熱面積 1 0 平方メートル以上
2	水性ガス又は油ガスの発生の用に供するガス発生炉及び加熱炉	石炭又はコークスの 1 日当たりの処理能力が 2 0 トン以上又はバーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉（1 5 の項に掲げるものを除く。）	原料の 1 時間当たりの処理能力が 1 トン以上又はバーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上
4	金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（1 5 の項に掲げるものを除く。）	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（1 5 の項及び 1 9 から 2 1 の項に掲げるものを除く。）	火格子面積 1 平方メートル以上、羽口面断面積 0. 5 平方メートル以上、バーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上又は変圧器の定格容量 2 0 0 キロボルトアンペア以上
6	金属の鍛造若しくは圧延、金属若しくは金属製品の熱処理又は溶融亜鉛メッキの用に供する加熱炉	
7	石油製品、石油化学製品又はコーラル製品等の製造の用に供する加熱炉	
8	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 6 リットル以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉、溶融炉及び加熱炉	火格子面積 1 平方メートル以上、バーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上又は変圧器の定格容量 2 0 0 キロボルトアンペア以上
1 0	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉（カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。）及び直火炉（2 1 の項に掲げるものを除く。）	
1 1	乾燥炉（1 5、1 8 の項に掲げるものを除く）	
1 2	廃棄物焼却	火格子面積 2 平方メートル以上、1 時間当たりの焼却能力 2 0 0 キログラム以上又は焼却設備の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上
1 3	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の 1 時間当たりの燃焼能力 2 0 0 キログラム以上
1 4	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1 千キロボルトアンペア以上
1 5	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の 1 時間当たりの処理能力が 0. 5 トン以上、火格子面積が 0. 5 平方メートル以上、羽口面断面積が 0. 2 平方メートル以上又はバーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 2 0 リットル以上
1 6	活性炭の製造（塩化亜鉛を使用するものに限る。）の用に供する反応炉	バーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 3 リットル以上
1 7	りん、りん酸、りん酸質肥料又は複合肥料の製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用するりん鉱石の 1 時間当たりの処理能力が 8 0 キログラム以上、バーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上又は変圧器の定格容量 2 0 0 キロボルトアンペア以上
1 8	トリポリりん酸ナトリウムの製造（原料としてりん鉱石を使用するものに限る。）の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の 1 時間当たりの処理能力が 8 0 キログラム以上、火格子面積 1 平方メートル以上又はバーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 5 0 リットル以上
1 9	鉛の第二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の 1 時間当たりの燃焼能力が重油換算 1 0 リットル以上又は変圧器の定格容量 4 0 キロボルトアンペア以上
2 0	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の 1 時間当たり燃焼能力が重油換算 4 リットル以上又は変圧器の定格容量 2 0 キロボルトアンペア以上

番号	大気指定施設	対象規模
2 1	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量0.1立方メートル以上、バーナーの燃料の1時間当たりの燃焼能力が重油換算4リットル以上又は変圧器の定格容量20キロボルトアンペア以上
2 2	コークス炉	原料の1日当たりの処理能力が20トン以上
2 3	金属表面の付着油の処理施設（燃焼式のものに限る。）	バーナーの燃料の1時間当たりの燃焼能力が重油換算5リットル以上
2 4	加熱炉（2、6、7、9の項に掲げるものを除く。）及び熱風炉	バーナーの燃料の1時間当たりの燃焼能力が重油換算50リットル以上